

決 算 審 査 特 別 委 員 会
令和 6 年 10 月 17 日（木）
午前 9 時 30 分開議

委員定数 8 名

出席委員 8 名

田中 博晃	梅本 知江
板橋 真弓	阪本 久代
堀内 和久	小林 弘
田中 和仁	中本 正人

他に 議長 森下 伸吾 副議長 岡本 安弘

会議に付した事件

1. 認定第 1 号 令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について
2. 認定第 2 号 令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について
3. 認定第 3 号 令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
4. 認定第 4 号 令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について
5. 認定第 5 号 令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について
6. 認定第 6 号 令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
7. 認定第 7 号 令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
8. 認定第 8 号 令和 5 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について
9. 認定第 9 号 令和 5 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
10. 認定第 10 号 令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について
11. 認定第 11 号 令和 5 年度橋本市水道事業会計決算の認定について
12. 認定第 12 号 令和 5 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について
13. 認定第 13 号 令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について

説 明 員

副 市 長	小原 秀紀	危機管理監	大岡 久子
総合政策部長	井上 稔章	政策企画課長	辻本 真吾
総 務 部 長	中岡 勝則	総 務 課 長	和田 芳明
財 政 課 長	三嶋 信史	税 務 課 長	田中 恭司
消 防 長	永井 智之	経済推進部長	三浦 康広
企業誘致室長	阪本 敏一	建 設 部 長	西前 克彦
都市整備課長	茶原 正人	建築住宅課長	石井 隆博

上下水道部長	堤	健
健康福祉部長	久保	雅裕
いきいき健康課長	石井	義光
監査委員事務局長	岩坪	恭子
監査委員	花岡	孝治

水道経営室長	寺田	嘉文
保険年金課長	丸賀	啓史
教育部長	岡	一行
監査委員	瀧川	千秋
会計管理者	兼井	和彦
その他関係職員		

職務のため出席した者

議会事務局長	福井	直記
書記	諸田	泰己

事務局次長	笹山	奨
-------	----	---

(午前9時30分 開議)

○委員長（田中博晃君） おはようございます。ただ今の出席委員は8人で全員であります。

これより令和5年度決算審査特別委員会を開きます。

本日は、昨日に引き続き、認定第1号の審査を行います。

なお、併せて本日は、認定第2号から認定第10号までの各特別会計予算の審査を予定しています。

それでは、認定第1号 令和5年度橋本市一般会計決算の認定について を議題といたします。

1 認定第1号 令和5年度橋本市一般会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君） それでは、歳入について質疑を行います。20ページをお願いします。

まず、1款 市税 20ページから23ページまで、質疑ありませんか。

田中委員。

○委員（田中和仁君） おはようございます。よろしくお願いします。

21ページ、固定資産税の収入未済額についてお尋ねします。固定資産税が何年か積み重なってきますと、仮差押えというか差押えになると思うんですけれども。差押えられたら、結局、不動産があつて任意売却したらペイできるかもしれないんだけど、仮差押えされると、もう自分のもんじゃなくなってしまうんで、もう売却してお金返すことすらできなくなって、どんどんと増えていく一方になるっていうことが見受けられるんですけれども、その場合ですね、最終的には競売っちゃうか強制執行になると思うんですけども、例えば1万円で次買った人が、その借金分も乗せて買わなあかんで、結構あんまり貰えないと。だから結局は任意売却を本人さんがしてもらって、も

う溜まってる分払いよってというのが、一番解決に近づくと思うんですけども、そのオペレーションについてはいかがでしょうか。

○委員長（田中博晃君） 税務課長。

○税務課長（田中恭司君） まずなんですけれども、競売になった場合、その購入者が、それまでの借金というんですか、それを立て替えるというお話ですけれども。そういう話は、ちょっとごめんなさい。聞いたことがございませんので、何を指されるのかわかっておりません。

橋本市として、土地を差押えた時点で、すぐ競売はしておりません。実際は、そこから本人と納税交渉とかをさせていただいて、誠意ある納付とかがあれば、差押えた土地については売却などをしないというか、一旦猶予するという形のような、そういう形でやっております。ただし、もうどうしようもないというか、もう支払えないという形になった場合は、無論競売にかけるということがあります。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 田中委員。

○委員（田中和仁君） ちょっとごめんなさい。ちょっとすれ違った部分があつて。

競売して次の人が買ったとて、溜まっているものは、次の人がもう、また負うことになりますんでという意味で言ったんです。話の要点はね、そうなる前に本人さんが、もう不動産あるんやから任意売却して、もう返してよっていうことを先にしとかなないと、もう差押えされたらね、売ることもできなくなっちゃうんですよ。そこで結局、弁護士さんとか雇って差押え解除してよみたいな話で、非常に労力が要るんで、そうなる前にね、何とかもう売って、支払いしいよっていうところのお話しをしっかりと欲しいなと思ったんで、質問したんです。

○委員長（田中博晃君） 田中委員。ちょっと趣旨違うと思うんですけれども。今、言われているのって、例えば土地に抵当入ったとかっていう場合のことを言われとんですか。今、多分言われているのは、市が何かできるっていうのはないかと思うんですけれども、例えば

任売するんやったら先売却して、でも市からそれって言えるのかなっていうところですわ。滞納があって任売してよって言うの。そこちよっと、もうちよっと、今の多分伝わらないと思うんで、もうちよっとわかりやすく質問してもらえますか。

○委員（田中和仁君） 通常、請求書というか、もう払ってよっていうことしか行かないと思うんですけど、どうやったら払えるかっていう相談についてはね、なかなか素人さんでは難しいのかなと思ったんですよ。という内容なんですけど。

○委員長（田中博晃君） 税務課長。

○税務課長（田中恭司君） 一応、相談はしています。ただ、ほかの自治体の場合でしたらコンサルを入れて納付相談。又は例えば、借入金があるとか言ったら、その、カードローンしてたら差額の利息を取り戻すとか言って、そういうのをやってる自治体はあります。ただ、橋本市としては、そういうコンサル業務はしてないので、個人さんでいろいろ相談してくださいという形になっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君） 21 ページの、償却資産なんですけども。番号ないか。それでいけますか。それでいいですか。中段より下のほうの償却資産税の 5 億 6,800 ですね、要は当初予算額よりは、想定よりは多い、これは尽力していただいとると思うんですけども、これ償却資産税っていう言葉が市役所、橋本市に元々は取ってもええ税金やっていうことで喧喧諍々、一般質問等あって、各課を跨いでとかそういう話で、結局徴収するのは、汗かいていただいとる税の係。わかってます。申し上げたいのは二点です。

ちゃんと固定資産とか市税みたいに、ある程度統計取れてないじゃないですか。まだ到達してないと言うか、どこら辺が大体橋本市の償却資産税の平均値なのかってい

うのが、まだ始まっていって、だんだん上がっていったら、すなわち平等性が担保できとるんかっていう話になるんですけど。こう上がっていったら、どこまで上がっていく予定なのか。ある程度上がってくるんやったらオーバーワーク、職員の数がこの係が本気でやるんやったら平等性を担保して取ってください。隅々まで行く、100%にならないでも100%にいく努力を税金なんでしなさいと、こういう話になると思うんですけど。この点についての担当課の見解と、今後の伸び率、それに対しての人員配置の予算要求、この辺の三点、ちょっと一問一答ではないんですけど。すみませんが、お願いします。

○委員長（田中博晃君） 税務課長。

○税務課長（田中恭司君） 実際、まず、税額の到達点という話になりますけれども。実際、固定資産で、例えば 7 年耐用年数の場合、毎年 20%減価していくという形になります。それなので、企業が何も購入としない場合、どんどんどんどん減価していくという形になります。最終は 5%が最低評価額という形なんで、そこで止まるんですけども。その結果、要は増収してるのは何かと言うと、基本的には、今、企業誘致室が頑張ってくれてる。そこらあたりがかなり大きいウエイトを占めてます。それなので、今、言うと、今度、あやの台の北部用地が開発された場合、またそこはかなり大きい機械が導入されるので、まだまだ増えると。ただ、どういう企業が入るかによって、機械装置の値段っていうのは、まったく違うので、私たち、もう正直言うと税務課も、どこが到達点と、今もう、ちょっと私は経験年数長いので、あれですけども、増え過ぎて怖いと、いつ頭打つのか、急に下がるのかっていうのが、ちょっとビクビクしながら立ててるのが事実でございます。

二点目の人員配置とかになるんですけども。実際今、償却資産をメインで、今までは、家屋評価と償却資産と兼務っていう形をしてました。今年はちょっとチャレンジということで、家屋担当と償却担当を分離させて 2 名償却資産に充てています。実際、議員おただしのとおり、2 名ですので、要は知識の承継

で、実際今は、8年目の職員と新人という2名になってますけれども、この8年目の職員が変わった場合、実際、承継できるのかっていうのは、かなり頭を悩ましてる状況でございます。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） 細かく説明わかりやすかったです。ありがとうございます。

副産物と言うか、僕もちょっと勉強不足やったんで、やっぱり当然、本市は企業誘致室が頑張ってくれてるんで、そこの副産物でポーンと、こう上がってくるっていうのは、これ読めないのはわかるんです。ただ、たまたま本市には企業誘致が前向いていってるということで来る分っていうのは、当然、課長さんの答弁どおりであろうと思うんですけども。細かく数字を割ることは、私もできないんですけども。元々のそのそもそも論の償却資産って言うたら、過去何年か遡ってできる部分って言うんかな、僕の問い方もちょっとあれやったんで、ちょっと上手に伝えることできなかったんですけど。要は、例えば農家であったりとか、ちょっと屋根の上に太陽光乗ったりとか、3年、5年に一回の航空写真に基づいて、たまたまビフォーアフターで見つけることができたであったりとか、企業誘致の分母に比べると小さな償却資産税ですけども、必死で生きとるもんからしたら年間の20万、30万の償却資産税っていうのは、結構ボディーブローのように来る。でもこれは、取ってもいい、取れる税金なので取っていくっていう本市の市長のスタンスなんであれば、それはそれで支持するんで、支持する代わりに、ほんだら今度、課長さんも今、悩んどる人員配置の部分とか人事の対応、経験値の部分は、やっぱり市としても、やるのであれば、そこの課長の悩みのところは、また職員課とか、その中枢になるんですけど、話が違うやんってならないように、いきなり1年目の選手で8年目の人が人事変わったらどうしようっていうことは、変えれへんだらええんやって、それはちょっと

ハラスメントちゃうのって、今度なってくるじゃないですか。希望とか聞いた3年、5年単位で変わっていくのが概ねの平均なんであればね、出世してもらわなあかんし、いろんなとこ回ってもらわなあかんしって、福祉みたいに専門職で雇っとる人ってなっとなやったら、税金のスペシャリストで雇っとる人なんていてないじゃないですか。その辺は質問とは外れるんですけども。

この平等性を担保していくうえで、見つかったら払わなあかんみたいなイメージがあるんです。新規事業とか、おっきな機械購入ちゃうのは、もう償却資産かかるってポンッとわかっとなです。これはありがたい。本市の歳入にとってすごいありがたいことやと思います。でも、片や隅々のところを見まわしたときに、まだ全部のところ、見つけてないところ、自己申告制であるということ、これもやっぱり、また人が足らんっていう話になるんですけど。見つかったところは、数年、過去に遡れる。この業務ですよ。ここに対しての力の入れ具合というか、調査であったりとか、やっぱり税金なんで平等性の担保。この点については、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（田中博晃君） 税務課長。

○税務課長（田中恭司君） 議員おただしの点につきましては、現在で言いますと、全国の研修を受けさせたりという形、県のほうも、県下でも、そういう調査の研修っていうのは、力を入れておりますので、そういうのにできるだけ行かせることで習熟をさせております。

あと、先ほど言ってた農家さまとか、太陽光発電を家に設置したとかっていう場合、実際は評価額が、その年の評価額が合計で、償却資産だけで150万未満の場合は免税となりますので、本当に小さいところであれば税金が免除されるとか、買い換えてなくて、例えば農家さんで、トラクターとか300万ぐらいかかると言うんですけども、減価償却で、それが何年か経って150万以下に合計になれば、同じく免税となるという形になります。そこらあたりについては、いろいろJAさんとか、商工会さんとか、そういう方たちにちょっとチラシを配布していただいたりという

形で、皆さんに周知をする努力をさせていただいています。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） ありがとうございます。これはもう、ほんま未知数なんで、課長さんの答弁が99.9%正しいと思うんですけど。やっぱり全部見回したときに、自己申告制なんで、悪い人はおれへんと思うんですけど、同じするんであれば、こっちの人がこんなけ償却資産税、トラクター買ってハウス建てて500万、600万のお金の動きがあったときに償却資産税がポンッとお支払い、自己申告なんやけどたまたま見つかったと言うか、そういう表現は議場では不適切なんやけども、自己申告の制度とか今までなかったものがあるようになってきとるっていう時代なんで、やっぱりその辺の緩和っていうのは職員さんようやってくれてると思うんですけど。片やその100%平等性の担保っていうとこの分母が計り切れてないっていうところは、やっぱりこれ税の係では探すのはすごい難しいことやと思うんですけど。我々議員なんで、やっぱり平等性を担保して納税していただく努力をして欲しいとしか言えないので、今は多分100分の100に近い状態でやってくれと思うんですけど、今後漏れることのないように100%の周知だけは尽力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副委員長（梅本知江君） 田中委員長。

○委員長（田中博晃君） 関連なんですけれども。償却資産の場合、例えば農家やったら柿の木一本でもかかるはずです。更に例えばトラクターとかで、減価償却やって除却してない場合っていうのが、結構溜まっている場合、どうしても150万を超える可能性はあると。そういった場合に、担当課として、特に除却できていない、もしかしたらもう現物ないかもしれへんけど帳面上は残っている資産については、どんな指導をしてるんですか。

○副委員長（梅本知江君） 税務課長。

○税務課長（田中恭司君） 実際、相談を受ければ、そういう形に説明させていただいてます。実際、ちょっとわからな過ぎるんで、現地一緒に行って、自分の会社に来てもらえないかみたいな感じで、現地調査という形で行かせてもらったケースもあります。実際、ただ、本来は所得税とか国税の申告のときに固定資産として申告するのとセットになってきますので、そもそもないものを申告してるっていうのは、それはそもそも償却資産としては、オーバーに課税対象が増えてますけれども、逆に国税からしたらないもの、損金扱いと言うか、必要経費として計上してますので、そこはおかしくなるので、そこらあたりについては、やはり本来であれば事業者さんがきっちり整理をするというものになります。

ちょっと話しはずれるかもしれないんですけども、小さいところでしたら、例えば軽トラックとかいうのは、国税では減価償却ですけれども、実際は軽自動車税がかかってますので、固定資産の償却資産の課税対象にはなりません。そういうのは、現在は申告書を見て、これ間違えてるんじゃないのという形で、本人さんに連絡を取って、修正申告を促したりということもしております。

以上です。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。
田中委員。

○委員（田中和仁君） 22ページをちょっと教えてください。入湯税。お風呂の税金ですね。あんまり金額が高くないんですけども、入湯税がかかる条件っていうのを教えていただけますでしょうか。

○委員長（田中博晃君） 税務課長。

○税務課長（田中恭司君） 基本的に言いますと、温泉と言われるもので、旅館又は料亭で入浴させてるという事業者、そこに課税になるという形になります。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 田中委員。

○委員（田中和仁君） そうすると、あんまり橋本で言うと、大してないのかなっていうのは、ちょっと納得しました。ありがとうございます。

○委員長（田中博晃君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、1 款を終わります。

次に、2 款 地方譲与税、3 款 利子割交付金、4 款 配当割交付金、5 款 株式等譲渡所得割交付金 22 ページから 25 ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、2 款から 5 款までを終わります。

次に、6 款 法人事業税交付金、7 款 地方消費税交付金、8 款 ゴルフ場利用税交付金、9 款 自動車税環境性能割交付金 24 ページから 27 ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、6 款から 9 款までを終わります。

次に、10 款 地方特例交付税、11 款 地方交付税、12 款 交通安全対策特別交付金 26 ページから 29 ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、10 款から 12 款までを終わります。

次に、13 款 分担金及び負担金、14 款 使用料及び手数料、15 款 国庫支出金 28 ページから 47 ページまで、質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君） すみません。特にはないんですけど、ちょっと当初予算のときに聞いてあるんでちょっと勉強させてください。

決算書の 45 ページの中段、予算額との誤差というか、それだけを勉強させていただきたいだけなんですけども。社会資本整備交付金とか、その下の空き家対策の関係とかの、当初の予算額との変動についてちょっと説明ください。

○委員長（田中博晃君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（石井隆博君） まず、社会資本整備総合交付金につきましては、市営住宅の除却であるとか長寿命化に関する補助金になります。これについては、工事発注しておりますので、請負差額というのが主になってきます。

防災・安全交付金に関しましては、耐震助成ですので、申請件数に応じて変わってくるという形になります。

それから、空き家対策総合支援事業補助金に関しましても、申請件数に応じて上下するという仕組みになっておりますので、若干、当初予算と差異が出てきております。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） ありがとうございます。空き家に関しては、そのとおりでだろうと思うんですけど、最初言うてくれたほうの社会資本整備交付金のほうなんですけども、市営住宅とかっていうお話やと思うんですけども。入札とか金額の設定に対して、ほんで価格高騰とかの差は当然出るのかな。この分母に対してこの枠内でちょっと下がるぐらい、必要なお金はこの枠内に収まったってということで、多少の少ない分は想定できるんですけども、ただ、私知りたいのは、入札差額によつての誤差がこんなけも出るのかなっていう、今の答弁から言うと、それがちょっと思ったのと、私ちょっと勘違いやったら申し訳ないんですけど、年間でこれぐらいの件数いくつもりでこの金額を設定してて、実は件数が少なかったから、こんなけしか使わなかったというパターンと二通り考えれるのかなと思うんですけど。本市の場合はどっちなんかなって。文句言うてるわけではないんです。こういったところっていうのは、目的の分母に対して達成率はあるけども工事で差が違う。いや、こんだけいく予定やったけども、こんなけしかいけへんだから、そもそもの工事の発注の数が違う。このどっちで下がったんかなっていうのを知りたいだけで、お願いいたします。

○委員長（田中博晃君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（石井隆博君） 発注自体は当初予定していたボリュームで発注しております。ただ、国費対象になる部分と、国費対

象にならない部分っていうのが、実は除却等にはございまして、当初予算計上するときには、これは国費対象でいけるかなって見込んでたところが、実際、詳細見ていくと、ちょっと国費対象にはならないのかな、具体的に言うと市営住宅の増築部分とか、そういうのが国費対象にならないので、それはちょっと予算を計上するときと、実際執行するときとで若干差が、若干って、ちょっと差が出てきてしまっているというのが実情でございます。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） 勉強になりました。そしたら、課長言われることすごくわかりやすいんで、もう一個、この踏み込んで聞くんですけど、今、補助金の対応の枠にあてにしとったけどならなかった部分っていうの、今、表現出たと思うんですけど、当然、歳入額は減りますよね。でも工事は行われとるわけですよ。補助あたれへんのですよね。どこからの、単純に市費で使ってるんか、ふるさと納税使わせてもうとんか、産業振興基金、産業振興基金ってよう出るから、これ使えるんかどうかわからへんけども、市民のためになる福祉的なお金やと思うんですけど、この辺のお金の財源の足りない部分は、どこから持ってきてるんですか。

○委員長（田中博晃君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（石井隆博君） おっしゃるとおり国費があたらないない部分っていうのが多くなってくるんですけども、その部分につきましては起債ですね、ちょっと正式な名称忘れちゃったけども、住宅関係の起債を充ててるような形になります。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） ありがとうございます。勉強になりました。最後です。これ、空き家を補助金対応して、うまいこと回していってくれとるという表現が、空いたらリフォームかけて、幾ら市営住宅と言うても、どっちかって言うたら生活弱者的っていう表現に気遣いをせなあかん部分、デリケートな部分なんですけども、やはりご高齢

であつたりとか体の弱い方、橋本市には3階、4階建てっていうのがありますよね。エレベーターのない。その辺は今まで喧喧諤諤、一般質問でも先輩議員やってくれとるんで、そこには触れないんですけど、一定の基準来たときに、時代の変革の流れっていうのが、今のコロナであつたり、価格の高騰であつたりとか、今、これからのどっかの長期総合計画でも10年の計画立てて、どっかで折り返し地点であると思うんです。だからこの空き家対策っていうのも、もう僕、48歳なんですけども、僕が生まれる前から建ってるやつっちゃうのは、潰していこう、更地にしていこうっていう方向性の一定の計画のビジョンを、建築住宅課さんは持ってくれてるっちゃうのは、ひしひしと伝わってきてます。ないお金でうまいこと回さなあかんっていうのも理解してます。

そのうえで聞くんですけども。やはり、スクラップアンドビルドの定義において、時代の変革の、十年一昔、25年、四半世紀一昔って言われとった時代と時代の流れ、スピード、新しい建築物の価格高騰とか、どっかの節目っていうのを、時代の流れ掴まんと。例えばですよ、表現の例えなんですけど、E-Bikeね、安いときに買ったときゃええのに、倍になってから買わなあかんと、こんな不細工な話になってくる。今、建築ラッシュで教育委員会でも必死こいてやってくれとると思うんですけど、10年前に計画しといたら、もうリフォーム済んどったら半額でいけとったのに、これからオイルもガソリンも高なる。人件費も高なる。これから市営住宅が十年に一回、二十年に一回の定義の変革の計画っていうの、市役所って回りくどいじゃないですか。ちゃんとした実施計画を上にあげて、実施計画で補助金確定して、こういくってなったら、適正規模・適正配置は何か早いけど、普通の仕事って、実施計画にあげて3年、5年、10年の計画で進んでいくのが行政じゃないですか。物品買うのと違うじゃないですか。市営住宅をスクラップアンドビルドせなあかんってなったときに、歳入確保の観点から言うたら悪いんですけど。どこでどういうふうに折

り返しの基準を担当課として持っていくかの協議をしてるのかっていうの、これすごい大事なことやと思うんですよ。石井課長やから聞くんですよ。だから一回この辺の考えっていうのは、やっぱりちょっと、この予算通じて教えといて欲しいなと思うんですけど。言えるところまででええんで、あくまで担当課のビジョン。もう老朽化で結構限界来とんのはこっちもわかるとんで、いつまでも本体の骨組みの緩いところにリフォームかけていくっていうのも、そろそろ限界のどこにあるんであろうと、補助金の変えていかなあかんと思うんです。その点についての見解と協議、あれば教えてください。なかったらないで結構です。

○委員長（田中博晃君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（石井隆博君） 今の時点ではっきりちょっと答えられる内容っていうのはあまりないんですけども、今、言われましたように市営住宅、スクラップアンドビルド今後考えていかないといけないんじゃないかっていうお話に関しましては、市営住宅の長寿命化計画に基づいて、我々は事業を執行しております。現計画というのは、平成30年に立てまして、その中では、基本的には長寿命化で乗り切っていこうという計画になっております。ですので、現時点で建て替えというのは考えておりません。

ただ、言われましたように、今後、いろいろ社会情勢も変わってくる。老朽化もどんどん進んでくるという中で、今の計画のままで、今後10年、20年、30年と続けていけるのかっていうのは、またそれは別の話。現計画は一応、令和9年に改定を予定、改定と言うか計画の見直しを予定しております。その時点で住宅の状況であるとか社会情勢、その他諸々、それから国の指針とかも参考にしながら、やっぱり長寿命化がいいのか、それかもう、そろそろ建て替えたほうがいいのか、或いはもう、市営住宅はもうなくして民間に頼るほうがいいのかって、いろんな選択肢が今後出てくるとは思うんですが、そういったあたり、次のタ

イミングとしては、先ほど言いました令和9年度の改定というところまでです。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。

○副委員長（梅本知江君） 田中委員長。

○委員長（田中博晃君） ちょっと使用料全般なんで35ページ付近なんですけれども、例えば教育文化会館の施設の使用料であったり、県立体育館であったりっていう、市が直で貸してるところもあれば、指定管理先が貸してるところもあります。その使用料の中身、定義なんですけれども、これが例えば、会議室でお弁当食べたからごみを持って帰る。これは理解できます。ただ、中の自動販売機で買ったものまで持って帰れとか言うんとか、トイレのごみまでとかっていう部分も、まあまあ話聞くんなんですけれども、そういったすべてにおいて使用料の趣旨っていうのは、庁内、指定管理先問わず理解されているのかどうか、まず伺いしたいです。

○副委員長（梅本知江君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） 使用料全般っていうことでお答えさせていただきます。

まず、使用料については、使用料・手数料に関する基本方針ということで、使用料を徴収するものを定めています。その使用料の算出方法としては、人件費や物件費など、そういう施設の維持管理にかかる経費を計算したうえで原価を出して、その原価に対して、その施設の利用目的ですね、民間でも提供されるような施設なのか、それとも個人の趣味や嗜好などで利用が変わるような施設なのかっていうことで、その負担割合をですね、かけて出しています。今、例として挙げていただいた自動販売機、それからトイレのごみ箱ということなんですけれども、施設については、基本的に自動販売機については、自動販売機の設置の要綱に基づいて設置の使用料、それから販売手数料、それから電気料もですね、徴収しています。それは自動販売機の設置事業者から市が徴収して設置しています。その自動販売機の横のごみ箱っていうのも、その設置者が設置して、そのごみの処分もその自動販売機の設置者が行なってますので、そのごみ箱に捨てるごみっていうのは、その自動販売機

で購入した飲料などに限られるということ
で、どの施設でもですね、統一された運用
がされるというふうに財政課としては認識
してます。ただ、どういふごみを捨てるこ
とができるかっていうことを貼り出して
る施設もあれば、貼り出してない施設も
あるようなので、その利用方法っていう
のを明らかにすると、運用方法は一緒な
んだから、それをもわかりやすくするて
いうことは、また所管課にもですね、確
認を行なって、必要であれば行なってい
きたいと思います。

○副委員長（梅本知江君） 田中委員長。

○委員長（田中博晃君） 今、財政課長言
われたとおり、附随するものなんでそこ
に乗っかるのはわかるんですけども、や
はり施設によたらね、それも持って帰
ってくれっていう施設も現実あります。
更にもっと言えば、書面での契約が
終わった後に、人件費を実際要求して
くる施設もあります。これは橋本市と
して正しいのっていう部分。指定管理
先がね。それは許されることなん
ですかね。

そういった部分って話聞いてます。聞
いてないんなら、徹底して、その意
思の統一、積算根拠に基づいて使用料
の統一をすべきなんですけれども、そ
の辺についてはいかがですか。

○副委員長（梅本知江君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） 今、質問
いただいた施設の使用料以外にですね、
人件費などを上乗せして要求するてい
うような趣旨かなと思うんですけど。
施設の使用料っていうのは、それぞれ
設置管理条例で定められた料金しか
徴収できないので、それに対して
ですね、プラスして人件費などを徴
収っていうのは、当然できません。た
だしですね、条例においては、利用
許可時間、例えば、夜の9時まで
ですね、使用できるとなると、それ
を超えて9時半とか10時とか
ですね、なった場合については、そ
の加算した料金をですね、徴収でき
ると、1時間単位の料金を出して
徴収できるっていうことも定めら
れてますんで、そういったケース
は加算で徴収っていうのが考えら

れます。ただ、今おっしゃったよ
うな、人件費っていうのを取るてい
うのは、条例にも定められてない
ので、取ることはできないと考
えてます。

あと、指定管理施設については、
条例に定めた事業以外に、自主事
業ですね、自主事業っていうのも
行なってまして、その自主事業
の入場料であつたりとか、或いは
自主的にサービスの向上のために
準備した設備の使用料っていう
のは、条例と別にですね、徴収
することはできると考えてます。

○副委員長（梅本知江君） 田中委員長。

○委員長（田中博晃君） 言いたい
のはね、統一して欲しいです。で
きること・できないこと、これが
庁内であっても指定管理先であ
っても、末端まで行き届いてない
んじゃないかというのが、特にこ
れは令和5年の決算やけど、本
年でもそういう施設があつたん
でね、こちらから言うて、初め
てできれへんのかつてなるてい
うのは、これは、市としても問
題やと思います。もし今回の決
算の収入にそれが入ってたとし
たら、これは大きな問題なので、
統一するようにしていただきたい
んですけれども、いかがですか。

○副委員長（梅本知江君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） 細かい
ですね、施設個々でどういった
ケースがあるかっていうのは、
現時点では詳しく把握はでき
てないんですけども。そういった
運用面で、条例やそれから規則
などに基づいた運用がちゃんと
されてるかっていうことに関し
て、注意喚起ですね。こちら
から必要と考えられる部分につ
いて、施設所管課に対して
ですね、注意喚起を行なってい
きたいと考えてます。

○委員長（田中博晃君） ほかに
ありませんか。（「なし」と呼
ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） あり
ませんので、13款から15款
までを終わります。

次に、16款 県支出金、17款 財
産収入、18款 寄附金、19款 繰
入金、20款 繰越金、21款 諸
収入 22款 市債 23款 自動
車取得税交付金 46ページから
87ページまで、質疑ありませ
んか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

57 ページの財産貸付収入のところ、不納欠損が2万1,000円。収入未済額が20万2,400円となってるんですけども、土地を貸しとって、そのお金だから、これはどこの部分でしょうか。

○委員長（田中博晃君）総務課長。

○総務課長（和田芳明君）こちらのほうにつきましては、雇用促進住宅の過年度分の未収のお金となっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）すみません。不納欠損も収入未済も両方ともですか。

○委員長（田中博晃君）総務課長。

○総務課長（和田芳明君）すみません。もう一度お願いいたします。

○委員長（田中博晃君）阪本委員。もう一回お願いします。

○委員（阪本久代君）不納欠損のほうも収入未済も雇用促進住宅の分でよろしいですか。確認の質問です。

○委員長（田中博晃君）総務課長。

○総務課長（和田芳明君）少々お待ちください。

○委員長（田中博晃君）ほか、ありますか。板橋委員。

○委員（板橋真弓君）おはようございます。79 ページ、21 款のネーミングライツ料。3つ並んでると思うんですけども。成果報告書の143 ページにネーミングライツ料っていうことで、多分、真ん中のサカイキャニングスポーツパークっていうものが115万5,000円っていうのが載ってて、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日っていうふうになっているのを読んで、このネーミングライツ料っていうのは、かなりいいなと思ってまして、この契約期間がもう過ぎてるんですけど、今後、ほかの施設のネーミングライツ化っていうのは、検討されているのでしょうか。

○委員長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）ネーミングライツ料なんですけども、こちら今、全部で6つの施設で行なってます。橋本市運動公園や、それから、産業文化会館のホールと、それからプールですね、あとそれから歩道橋が3つですね、3つのも合わせて6つで行なってます、今、全体で385万ほどですかね、の歳入と年間なってます。このうち契約期間が3年のものが2つあるんですけども、そちらについては、更新のですね、手続きを今行なっているところとなってます、そのほか、更にこの6つの施設以外にですね、どんどん広がっていくっていうことに関しては、今年度、財政課が行革の一環として各課に呼びかけまして、今進めているところです。スケジュールとしては、まだ公表できる状況にはないんですけども、この6施設以外にですね、ハード施設や、それから新しい取り組みとしてソフト事業ですね、イベントなどや、それから橋本市が行なっている事業などについても、そういうネーミングライツっていうのを行なって、歳入確保できるように進めていっているところです。

○委員長（田中博晃君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）ぜひとも、どんどんと進めていっていただきたいと思います。

一つ、歩道橋の3か所歩道橋あると思うんですけども。歩道橋自体がかなり老朽化しておりまして、私、小峰台に住んでるんですけど、小峰台に2つほど歩道橋がかかってまして、そこがもうちょっとボロボロの状況があります。錆びてたりとかして。凍結したりとかしたら危ないので、何か固まる砂みたいなので、ちょっと臨時的に修繕みたいなのはしてはいただいているんですけど、ネーミングライツ料を修繕のほうに回すというようなことってできないかなと思うんですけど、結構そんなに高くはないのかとは思っているんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）このネーミングライツ料、いただいたお金に関して、使い道なんですけども、色としては一般財源ってことになるんですが、それぞれの施設所管してる

課のインセンティブと言いますか、そういった形で、それぞれの課が重点的に行いたいと考える部分に、歳入の範囲内ですね、充てていくっていうことができるというふうに予算編成では考えてます。

今おっしゃったような歩道橋の修繕に充てるっていうことも、仕組み的にはできるんですけども、今この歩道橋のネーミングライツ料ってというのが、年間大体 16 万 5,000 円ですかね、一橋あたり 16 万 5,000 円っていうことで、比較的少額になってますんで、どこまでできるかっていうところに関してはあるんですけども、入ったお金を修繕に充てるっていうことは、できるっていうふうに予算編成でも捉えています。

○委員長（田中博晃君） 板橋委員。

○委員（板橋真弓君） 16 万 5,000 円っていうのは、少ないなというのはあると思うんですけど、住民としては、やっぱり錆びていってずっとほったらかしてると、やっぱり危ないっていうか、という声がたくさん聞いたりしますんで、もしもペンキ代とか、そういうことで、ボランティア的な感じで集っていただけたら、私を含め住民の方が参加して、それ、参画ポイントとかで返してもらったら、かなりみんなやる気で集まるんじゃないのかなというふうに思うんですけど、そういった、これ提案っていうか、そういう考えっていうのは、どうお考えでしょうか。

○委員長（田中博晃君） 都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君） 現在、歩道橋等につきましてはですね、かなり錆びが浮いてるっていうところに関して、地元の方からやったり、区長さんであったりからお話いただくことは、理解しております。

今回、ネーミングライツ、少額であつてもですね、取り組んでいけるのかなとは思いますが、近年ですね、やっぱり道路にかかっている部分でありますので、なかなか地元さんで対策していただくとかですね、錆を取ってとかっていうことになってくればですね、近隣への対策とかっていうことも出てきますので、現在、橋梁につき

ましてはですね、長寿命化のほうに取り組んでおるところでございますので、歩道橋の修繕になってくればですね、今後、橋梁の長寿命化が済んだ段階で、どういう取り組みしていくかっていうのは決めていきたいなと思っております。ですから、やはりちゃんと錆を取って作業するとなればですね、その錆を飛ばさないであつたりとかですね、そういうところが出てきますので、ちょっと地元の方で対策っていうのは、しんどいところがあるのかなっていうところは考えております。

今後、対策についてはですね、考えていかなあかん部分かなという認識ではおります。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 総務課長。答弁できますか、先ほどの分。

総務課長。

○総務課長（和田芳明君） すみません。先ほどの阪本議員の質問にお答えいたします。

2 万 1,000 円のほうにつきましては、これは不納欠損となっております。そして残りのほうが 18 万 1,400 円というところで、こちらが未納となっております。未納金額となっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） すみません。それを聞いたんじゃないくて、これは雇用促進住宅の分だつて伺ったので、不納欠損も収入未済も両方とも雇用促進住宅からなんですかって聞いたんですけど、雇用促進住宅としたら、あとずっと総務課とか農林とかって書いてあるけど、このうちのどこに当てはまるんですか。雇用促進住宅って。

○委員長（田中博晃君） 総務課長。

○総務課長（和田芳明君） 大変すみません。これはすべて雇用促進住宅、学文路の雇用促進住宅の分となっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 総務課長。

○総務課長（和田芳明君） 総務課の部分が 20 万 2,400 円となっております。

○委員長（田中博晃君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） すみません。雇用促進住宅からの、まあ言うたら家賃ですよ、これ。そうですね。家賃が入ってるなんて、まず認識がなかったの、すごいびっくりしてるんですけど。

そうしましたら、総務課の土地建物貸付収入 595 万 5,970 円も、全部これ雇用促進住宅からなんですか。

○委員長（田中博晃君） 総務課長。

○総務課長（和田芳明君） すみません。こちらのほうは、雇用促進住宅と申しましたですけど、雇用促進住宅の駐車場の部分になります。駐車場の貸付け部分となります。

以上です。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、歳入を終わります。

それでは、一般会計全般について行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君） 全般なんで大きな話、ページ数なしで。副市長が財政課長のときからずっと聞いてるんで、現財政課長にお伺いするんですけども、早い話が決算カードベースで言うと令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年って 100% 超えてますよね、単純に。収入の率と言うか、財政健全化っていう言葉が平木市長の 2 期目ぐらいやったんかな、それが出来て、締めて締めて具体的な数字やったと思うんですけども、単年度 6 億の 5 か年計画なんで 30 億以上は足らんのかやっていうことで、5 年間頑張った橋本市役所、コロナになってダメージが、日本全国がダメージを受けて、自治体がダメージを受けてしんどい中頑張ってきた。でも、各種イベントどうのこうのっていうのを中心になって、ある意味、金額的に苦しいではない苦しいやったと思います。これが抜けて、3 期目、これ令和 5 年って言うたら 3 期目になっとんかな。ちょっとその辺、俺ようわかってないんですけど。現職の 3 期目にかかっとん、かかってないんか、最後の年が

かかってない、かかっとんかな。その辺はかめへんで、タイムスケジュールはどっちゃでもええ、決算とは関係ない話なんですけど。よく財政健全化抜けて、コロナ抜けて、さあ財調貯まったよっていう歴代の財政課長のレクチャーをいただいたうえで今年度のお話を聞くんですけども、市長よくある程度基金も貯まった、しんどいこのトンネル抜けた、打って出るって言うた年が令和 5 年やったんかなっていうふうに、私は認識しての当初予算やったと解釈しとんどす。令和 5 年の決算カードまだ僕ちゃんと把握してないんであれなんですけど、経常収支比率で言うたら、令和 5 年度はよかったほうやと思うんです。初めて 100 だった年がここやったのか、その前後やったのかという記憶、それが現経済推進部長が財政課長のときの当初予算のときが、今の決算になつとるわけで、そもそも何を言いたいかっちゅうのは、過去 5 年、未来 5 年に対してね、財政課長はこの経常収支比率及び市長が打って出るっていう言葉の裏の根拠っちゅうのは、政治家の言葉の裏を財政課長に求めんのはちょっとかわいそうなのもわかるんですけど、市の金庫番として、金の流れ、歳入が減ってくる。人口が減ってくる。これ当たり前の話です。歳出を抑える。これ当たり前の、民間も官民間問わず同じ話です。片や令和 5 年の決算のお話を聞いてると、打って出るというた派手なっていうかパフォーマンスと言うか、政治家としてのパフォーマンスはそんな思えへんけど、スタンスとして、地道に市民を守るんだって言われるならば、それはそれでオッケーな決算の 1 年間の出来事やったと思います。

財政課長に聞きたいのは、「打って出る」イコール「何かをする」イコール「オーバーワーク」イコール「しんどい時間外」イコール「人員配置」、この辺の定義が僕矛盾しとるように思うんですけど、この 1 年間通しての財政課長の、シンプルに聞くと財政課長の令和 5 年の感想と次のビジョンを聞きたいだけです。回りくどい言い方してあれなんですけど、お答えいただけたらありがたいです。

○委員長（田中博晃君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） まず、今年度の決算ということで、3億少しのですね、黒字となりまして、財調も35億超える金額と、昨年度より5億円多い金額になりました。適正とされる20%、標準財政規模の20%を超える額ということになりました。

経常収支比率なんですけども、今年度については102.3%。令和5年度については102.3%ということで、令和3年度・令和4年度が100をきってたんですけど、3年ぶりにちょっと超えてしまったということで、財政の硬直化っていうのは高い状態が続いているなというふうに感じてます。

やっぱりこの歳出の面で言いますと、公債費っていうところが、一番大事な部分と、例年、財政課長が言ってきたところだと思うんですけども、自分もそのように考えてまして、公債費については、今後、あと5年、6年ぐらい先まで見たときに、大体毎年、平均したら1億ちょっとぐらいはですね、減ってくるかなっていうふうには見込んでます。ただ、それは平成28年に財政健全化計画が始まって、昨年度並みで推移していった場合は、そのようになるのかなと考えてるんですけども、今後ですね、大型事業っていうのもありますんで、それによっては、またちょっと若干変わってくる可能性はありますけど、傾向としては、公債費っていうのは、できるだけ減っていく傾向にあるんで、それをできるだけ維持していくと、公債費を抑制していくっていうのが一つあると考えてます。

あと、自分が力入れていきたいと思うところとしては、時間外とかですね、そういう人の部分っていうのをやっぱり抑えていきたいっていうのは、常に、以前から考えているところでして、そのために何をしていくかっていうと、財源と並んでやっぱり大事な資源としては人的資源であると考えてます。その人的資源をやっぱり全国的にですね、公務員のなり手不足っていうのも問題になってきてるんで、その問題を解消するためには、やっぱり外部の力を取り入れるというのが避けられないなというふう

に考えてます。その考えのもとに、今年から窓口や内部事務のアウトソーシングっていうのも始めていってるところなんですけども、更にその部分っていうのを幅広く検討して、そこでこの人員を捻出してですね、相談支援とか、それから、新しい行政サービスの検討とか、そういった企画立案事務にですね、人を振り向けるということが必要かなと考えてます。実際に、今年から始めたアウトソーシングは、市民課の窓口とかが2月から始まっていくんですけども、そういう中でも、例えば、1日の中で午前中が忙しかったり、或いは税務課などでも忙しい時期っていうのが一定じゃなくて、いろいろありますと、その忙しい時期に合わせて人員を増やしたり減らしたりっていうのが、柔軟に行えるっていうことが、やっぱりわかってきてますんで、そのような民間のやり方を取り入れたアウトソーシングをやっぱり避けられない、推進していくことによって、攻めに打って出ることができる人員の体制っていうのも整えていくことが必要だと考えています。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） 勉強になりました。返す言葉がないぐらい、歴代最高の財政課長かもしれないですね。ほんまに素晴らしい。僕も勉強になりました。

ただ、柔軟な対応、誠実な答弁の裏に柔軟な対応と忙しいときと暇なときっていう表現あれなんですけど、忙しいときのショートリリーフみたいに聞こえたんですけど、具体的に何かちょっと触れた感じ、何かこういうこととしていきますみたいな、アウトソーシングは、何か言うたと思うんですけど、具体的に今の言葉の裏として、来年からやっていくって言うところ、ちょっともうちょっと詳しく教えてくれたら嬉しいんですけど、それだけでもう終わります。

○委員長（田中博晃君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） そうですね。人の忙しいときと、それから少し落ち着いた時期との違いっていうことで言うと、例えば市民課の窓口で午前中が忙しいときが多いんで、午前中はよりたくさんの人を配置して、午後

からは、もう少し窓口の人数が減るとか、あとは、例えば税務課の申告についても、申告っていうのが一番忙しい時期っていうのが、1月の末から2月の初めぐらいにかけて申告会場あるときなんですけど、そのときに、普通ですね、これまでは会計年度雇ってたんですけど、会計年度雇ってた人数が、例えば5人ぐらい雇ってたんですけど、それが1.5倍とか2倍ぐらいの人数をその時期に付けて、ほかの2月の後半とか3月とかっていうのは、もう少し少ない人数にするとか、そういったやり方で進めるということが一つです。

あとそれから、来年度、令和7年度については、今年度は総務部や、それから経済推進部のアウトソーシングっていうことでやってるんですけども、来年度以降については、健康福祉部も含めてですね、アウトソーシングを進めていくように調整しています。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。

中本委員。

○委員（中本正人君） 233 ページお願いします。

やどり温泉いやしの湯管理運営の12委託料。やどり温泉いやしの湯指定管理委託料に1,000万出てますけども、予算書ではこれ600万と思うんですけども、この400万上がった理由はどういう意味か、お願いします。

○委員長（田中博晃君） 答えられますか。

シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君） ただ今のご質問にお答えします。

当初600万円で計上やったんですけども、令和4年度における電気料金高騰に伴い、補正予算を打たせていただいて、それで400万円の増額となつての合わせての1,000万となっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 中本委員。款戻つてはもうしないっていうふうに、以前、決

めたはずですので、全般ということで。大丈夫ですか。すみません。

ほかにありませんか。

梅本副委員長。

○副委員長（梅本知江君） おはようございます。電気料金なんですけど、毎回そのお話は出ると思うんですけど、本当、高騰化で、もうすごいことになってて、これからもすごいことになっていくと思うんですけど、各家庭でも、ちょっと意識するだけで、年間1万、2万って節約できると思うんですね。なったときに、全体、市全体としての電気代が大体どれぐらいかかってて、もちろん高騰してるからすごい値上がりはしてると思うんですけど。市全体でスローガンを持って、何か例えばね、こういうところにちょっと消しましよとか、意識って言いますかね、職員さんであったり、一人一人の意識、コミュニティセンターとかも全部含めですけども、したときに、すごい節約できると思うんですよ。何かこうスローガン持っでそういうことしようとかってお考えでしょうか。

○委員長（田中博晃君） 答えられますか。

総務課長。

○総務課長（和田芳明君） 電気代の節約につきましては、今、本庁舎、教育文化会館等に、大きな施設につきましては、そういうところになるんですけども、そちらのほうにつきましてはですね、適正な温度設定、空調で一番電気がかかりますので、適正な温度設定を心がけるように努めております。また周知のほうも行なっておるところでございます。

あとは、昼間の休憩時間等におきまして、できるだけ、来客のお方がおられる課につきましては、これを電気消すということは、来客される皆さまに大変ご迷惑もおかけをいたしますし、失礼にあたりますので、そちらのほうはできないんですけども、来客があまり来ない課につきましては、電気をできるだけ消すような形で、皆さまのほうにも周知をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田中博晃君） 梅本副委員長。

○副委員長（梅本知江君） すごく努力していただいているのはわかるんですけど、もっとスローガンを持って、一人一人意識するような何かあったほうが。

○委員長（田中博晃君） 一般質問。

○副委員長（梅本知江君） そうですか。いいんじゃないかなと、すみません。

以上です。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） 令和5年度の一般会計の決算の認定に反対の立場で討論を行います。

令和5年度は、コロナ禍が落ち着きつつ、だからいろんな行事も戻ってきた1年。また6月には、集中豪雨があつて、それによる災害対応など、職員の皆さんにすごくご尽力いただいて本当にありがとうございます。だけでも、そのことによって、また時間外労働も、それだけではないけれども、時間外労働が増えた1年であつたと思います。市民にとっては、あと、食料品など生活必需品などが値上がって、本当に生活が苦しくなっている1年であつたというふうに思います。そういう中で、この令和5年度は、給食費を3か月無償にするなど、積極的というか、3か月って短かつたんではあるんですけども、とにかく子育て支援も進みましたけども、一方で、プレミアム率が30%っていう商品券が、デジタル商品券事業ということで、スマートフォンを持ってる人のみ対象という不公平なものになったという1年でした。

先ほどからもお話しありましたが、財政調整基金が、令和5年度の残高は約35億円で、計画を約12億円上回っているということです。財政が安定するっていうことは、いいことかもしれませんが、

市民生活応援のためには、もっとできることがあつたのではないかと思います。

以上をもって、反対討論とします。

○委員長（田中博晃君） 次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君） せっかくなんで、賛成の討論させていただきます。

当初予算の計上に対して、まず基本的な話は適正に執行されているということで、間違いございません。そこは書面を見る限り思います。今回の決算委員会を通していろんな多様なところから質疑ありましたが、まずは、災害対応の部分で尽力していただいたことに本当に感謝と敬意を申し上げるとともに、市民の安心・安全をいつもきちんとしていただいているっていうことは本当にありがたいと思いました。

あと、家庭教育支援室ですね、この辺もいろんな尽力をしていただく中で、やっぱり質の高さ、ほんで、ここは、こども食堂とかいろんなソフト事業になるんですけども、逆に本市のPRになったりであつたりとか、余所から、余所の自治体から尊敬される位置まで成長しているっていうことが、これも一つの評価です。

ほかに、以外に影の部分なんですけど、今回特に思ったのは、電気代の価格高騰に対して、総務課の陰に隠れた尽力、本来これぐらい電気代が要るであろうというところを、誰も褒めてくれません。こういうところは、当たり前のように使って、当たり前のように過ぎていくところが、これが実は、純利益どれだけ上がってるかっていうところに、職員全体がもっと敬意を持たなければならないと僕は思いました。

あとは、老朽化対策。この辺もいろんな課がいろんなところで尽力していただいて、この令和5年の部分的な節目でいろんなところで早期対応してくれている。

もう一つ。先ほどの財政調整基金35億。この辺も貯めることを意識せずに、自然に貯まってきたっていうことで、この会計担当にはすごく評価したいと思います。

最後に、人的な課題っていうんですかね、オーバーワーク。これは令和6年、令和7年にも課題が残るんですけども、先ほどの財政課長の答弁いただいたとおり、次年度への職員への思いやりと市民サービスの向上がイコールになつるということを強く感じたので、そういったいろんな意見を踏まえたうえで、今年度の令和5年度の決算においては、本当に過去最高の仕事をしていただいたということを、敬意を申しまして、賛成の討論とさせていただきます。

○委員長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号 令和5年度橋本市一般会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時37分休憩）

（午前10時50分再開）

○委員長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 認定第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君）次に、認定第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。324ページから352ページまで、質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）成果報告の181ページに被保険者の増減内訳っていうのが載ってるんですけども、令和4年と比べても被保険者数は少し減ってまして、だんだん国保の加入者が減ってきている、減ってる傾向にあると思うんですが、この中で減ってくる理由として、後期高齢者加入が943人と多いので、高齢者の割合が多いかなと思うんですけど、一方で社保加入が1,352人いらっしゃるということなんで、それなりに若い世代の方もいてるっていうことが、こっからわかるんじゃないかなと思うんですけども、国保の加入者の中で、どのぐらい65歳以上が占めているのか、まず教えてください。

○委員長（田中博晃君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えいたします。

確かに、ここ最近、後期高齢者への、75歳到達して団塊の世代の方が移行するという中で、被保険者の数っていうのはかなり減っております。それで、前期高齢者の数につきましては、6,489人というふうな形に現在のところとなっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）ありがとうございます。そうしましたら、でも半分ぐらいの方は、そこまでっていうか、やっぱり働いてる方、子育て中の方も国保に入っておられるということだと思うんですけども、それで合ってますでしょうか。

○委員長（田中博晃君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）そうですね。国保と言いますのは、国民皆保険ということで、それこそ病気で働きたくても働けない方であったりとか、年金生活者っていう方々が多くを占めている中で、前期高齢者の方、かなり、6,400人ほどいらっしゃるんですけども、そういう意味で言いますと、この方々がすべてそういう所得なり、働いてらっしゃる

かっていうと、難しいところがあるっていうところはございます。

それと、やはり社保加入への加入要件の拡大っていうところもございまして、そういうところで、本当に所得のある方々が国保から抜けていくってような状況もございまして、なかなか厳しい状況ではございます。

以上です。

○委員長（田中博晃君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）反対の立場で討論を行います。

今もお話しありましたけど、この成果報告を見てましたら、2割軽減、5割軽減、7割軽減ですね。この軽減を受けている方の割合が、令和4年度は、人数でいったら65.4%だったのが、令和5年度は、68.6%と増えています。ということは、仕事はされてる方もあるでしょうけれども、やっぱり低所得の方がたくさん加入されている保険であるっていうことは、このことからわかります。そういう中で、一人あたりの保険料が、令和4年と比べますと6,372円増えまして、9万5,636円。一世帯あたりが7,730円増えて14万9,712円。今、県の統一に向けて、もう毎年毎年値上げをしているので、かなりの値上がりとなっております。そういう中で、収納率が96.49%から96.25%と、わずかとはいえ、やっぱり落ちてきています。

やっぱり低所得者が増えている中で、値上げが続いているっていうことでは、これ以上の値上げは、もう、まあ言うたら耐えられないっていうことが、この決算からわかるんじゃないかと思うんです。そういうことで、やっぱりこの皆保険制度を支える社会保障としての一つの大きな役割を果た

している国民健康保険制度が、加入者をすごく苦しめてるって言うか、そういうものになっているという点で、認定に反対をいたします。

尚且つ、もう、令和5年で基金も終わってしまったので、もうこれからは、もっともっと値上がりするって、令和6年も値上げしたんですけど、値上げされるっていうことは、もう何か決まっているみたいな感じにはなってるんですけども、できるだけ値上げをしない、値上げをしなくて済むような方法を取っていただきたいというふうに要望も添えて反対いたします。

○委員長（田中博晃君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

板橋委員。

○委員（板橋真弓君）私は、国民健康保険特別会計決算において賛成の立場で討論させていただきます。

物価高騰が続く中、健康保険料が高いというのは十分に理解できます。しかしながら、少子高齢化で社会保険、働く高齢者も増えてるっていうことで、支え手が少なくなっていく中、この国民健康保険制度は、国民が医療を安心して受けるためにはなくてはならない最後の砦になる制度です。そのためには、国民が協力して、この制度を維持せざるを得ない状況にあると思います。

よって、本決算においては、この予算が適正に執行されたものと判断して、賛成といたします。

以上です。

○委員長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

3 認定第3号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君）次に、認定第3号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。354ページから364ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第3号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

4 認定第4号 令和5年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君）次に、認定第4号 令和5年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について を議題とします。

これより質疑を行います。全般について行います。366ページから374ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第4号 令和5年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

5 認定第5号 令和5年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君）次に、認定第5号 令和5年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。376ページから384ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第5号 令和5年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

6 認定第6号 令和5年度橋本市農業 集落排水事業特別会計決算の認定に ついて

○委員長（田中博晃君）次に、認定第6号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について 行います。386 ページから 400 ページまで、質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）391 ページの使用料の収入未済額、とにかくすごい金額なんですよね、この572万って。なぜこんなにも多いのか説明をお願いいたします。

○委員（阪本久代君）水道経営室長。

○水道経営室長（寺田嘉文君）農業集落排水事業なんですけれども、令和6年4月1日から下水道会計に移行いたしまして、本来、出納整理期間ということで、4月に入金、支出しておったものが、今回、3月でこの会計がなくなるということで、収入未済、収入未払というのが増えている状況でございます。

以上です。

○委員長（田中博晃君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第6号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

7 認定第7号 令和5年度橋本市土地 区画整理事業特別会計決算の認定に ついて

○委員長（田中博晃君）次に、認定第7号 令和5年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について 行います。402 ページから 410 ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第7号 令和5年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

8 認定第8号 令和5年度橋本市介護 保険特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君）次に、認定第8号 令和5年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について 行います。412 ページから 448 ページまで、質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） 441 ページの、ふれあいサロン事業の補助金なんですけど、毎年のように、ふれあいサロンやってるところが減ってるというか、令和4年度は43か所だったのが、令和5年度は42か所になっております。大体ずっと長いことされてるところも、後継者をつくるっていうところに、かなり悩んでおられるというのも聞きますし、でも、ふれあいサロン事業って、本当に大事な事業だと思うんですけども、ふれあいサロンもあるし第2層もあるしとかってややこしいことにはどうもなってるような感じもしますけれども、この、ふれあいサロンを新しく立ち上げる援助と言うか、そういう考えはございますでしょうか。

○委員長（田中博晃君） いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（石井義光君） ただ今のご質問にお答えします。

やっぱりその、ふれあいサロンっていうの、市内に42グループがありまして、実は、今年度に入ってまた新たに4つのサロンが、また立ち上がっておるというふうな状況ではあるんですけども、先ほど議員おっしゃられましたように長年、実は明日も20周年のサロンがありまして、そこに市長とともに訪問させていただくということもさせてもらう予定をしておるんですけども、やっぱりそういったところでも、そういう後継者っていうふうな部分の不安っていうのは、窓口で相談を受けたりっていうこともさせてもらっております。

そんな中で、運営の支援の一つといたしまして、市のいきいき健康課の担当の職員が行かせていただいて、介護予防教室なんかもさせていただいておるところです。相談に来られた方々につきましては、いろんな無理のない範囲で運営をしていただくような形で、設立したい場合については、積極的にこちらのほうも訪問もさせていただきながら支援をしていっておると、そんなふうな状況になっております。

○委員長（田中博晃君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） ありがとうございます。さっきチラッと言いましたけど第2層でもいろいろと集まったりとかしてるところもあると思うんですけど、市の考え方としては、両方進めていくということではよろしいでしょうか。

○委員長（田中博晃君） いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（石井義光君） やっぱり市としましては、例えば、サロンであったり、あと、げんきらり〜教室っていう介護予防の体操教室であったり、いきいき百歳体操っていう体操教室であったり、より多くの通いの場っていうのが、地域の中に複数あることで、いろんな方が体操苦手やけどサロンやったらいけるよとか、またその逆の方もいらっしゃるとかっていうことで、高齢者の方にとって選べるっていうふうなところが大事かなっていうふうに考えております。ですので、いろんなメニューがあるほうが、選択肢が増えるというところで、地域の中にいろんなものがあって、それすべて行ける方は行ってもらったらいいかなっていうふうに思ってます。それが社会参加であったりっていうところで、介護予防とかっていうふうなところにつながっていくというふうに考えておりますので、市としましては、多くの通いの場を作りたいというふうには考えております。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。堀内委員。

○委員（堀内和久君） すみません。同じところ、関連なんですけども、決算なんで、関連でちょっと抑えて聞かせていただこうと思うんですけども。

今、阪本先生言われた第2層協議体、たくさんの方に選択権を持って、ちょっとでも来ていただく選択枝を作ることが社会の貢献というか、そういうふうな、おっしゃったことは課長ごもっともやと思うんですけども、片や受け皿となるほうの相談の新規設立とか、職員配置するとかは、言葉悪いんですけど、どこの自治体も同じ助け方をすると思うんですけども、本市は第2層協議体と両輪でやっていくっていう軸の部分で、今、阪本先生聞いたと思うんですけども、橋本市もいろんな合併とかもあって、東西南北でやっぱり橋本、

同じ橋本市民でも地域性って、やっぱり違うと思うんです。だから、第2層協議体が理に適つとる、円滑にいつとること、選択権を持って、げんきらり〜とかサロンとか、独自にやってもうて選択権増やして、いろんなところでいろんなコミュニケーション取ってもうて、健康寿命を長くしようねっていう共通の目的認識には到達する意思を持ってるのはわかるんですけども、結論、受け皿としては、いきいき健康課担当課としては、結局はマンパワーが足らん、人口減少、高齢化社会っていうとこと、社会情勢当てはめたときの、今の答弁で言うたら、その受け皿的なところにどんな支援していくんかって、人を張り付けて人の支援はするよっていうのは聞こえるんですけど、経営、経営って利益を取る団体ではないので、福祉的なコミュニティ的なところであろうかと思うんですけど、この辺に対しての支援ですよね。まあ言うたら、それこそちょっと矛盾したこと言いますけど、SDGs交付金らでも、区・自治体に対して地域のコミュニティに使いやすいように使えるお金を渡していくっていうことは、ありやと思うんです。ほんだら、この片や福祉で健康寿命を延ばす、認知症対策、いろんな人と触れ合うっていうことをしてくださいよ、するんやったら支援しますよっていうのが、この予算の決算なんであれば、行政としての手助けっていうのは、どっかに限界あると思うんですけど、まだ限界までいってないと思うんです。いきいき健康課としては、どういう支援を打って出るんか、相談に来られた人の、今、相談の答弁は新規の話を答弁してましたけど、現状維持とか、もうちょっと後釜がおれへんで仕舞いの相談とか、その辺の答弁いただきたいんですけど、いかがですか。

○委員長（田中博晃君） いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（石井義光君） やっぱり今おっしゃられたように、運営の中で課題、いろんな課題があるところにつきましては、こちらのほうから相談があったり、定期的にそれぞれのサロンであったり、介

護予防教室なんかにも訪問をさせていただいて、いろんな相談に直接お話しを聞かせていただいて、相談に乗らせていただきながら支援をさせていただいておるという状況でございます。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） もう一個、もう一回聞きますけど、相談の内容っていうのは個人情報になるんで、それは答弁できへんのやったら、それはそれで結構なんですけども、橋本市は第2層協議体とその他とツートップでいくっていう解釈で動いてるんですか。当初予算額に対して使ったお金は適正やって、これはわかるんですけども。次の当初予算、当然令和6年組んで通しとるんであれですけど、毎年毎年予算組む中で、お金の色の分配、まあ言うたら、何を言いたいかっていうのは、僕よく相談を受けるのは、サロンのほうでこのお金はこれに使えるんですか。こんなことをしたいと思うんですけど、これはどうですかっていう相談を、いきいき健康課にサロンのスタッフが行ったときに、これは駄目だ、これは駄目だって、これ結構突っ返されることが多いと。規約、ルールに則ってのお金の使い道の色の付いたお金やから、窓口の職員さんの回答は100%正しいんですけども、片や選択権を持って地域のコミュニティに参加することが大事と言うのであれば、もうちょっと柔軟な、それこそSDGs交付金のように、サロンを開催してくれてる人に寄り添った形のお金の使い方を当初予算で組まないと、決算は使ったお金やから別にかめへんですよ。何も間違った使い方してないのわかつとるんですけど、ただ、やっていただいとる、まあ言うたらボランティアに近いような方じゃないですか。委託して雇つとるとこやったらルールに基づいてやったらいいと思うんですけど、この辺が第2層協議体っていうルールを中心にあるとすれば、サロンっていうのが存続が厳しい、選択を持たすつちゅうのは大事、でも経営が厳しい。もうあと2人、3人になったらやめようかって言うに言えれへん。この辺は行政は、市民に対しての福祉サービスに対して、どのように対応しとるか

ってということが、この数字では読み取れないんですね。そこらは担当課として、どういう会議をして、この方たちに寄り添って、長く広くやってもらおうっていう相談を、こっちからの対話をしとるかっていうことが、このお金の色の中にはわからないんです。いかがでしょうか。

○委員長（田中博晃君） いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（石井義光君） サロンの補助金に関しましては、窓口のほうでも相談があつて、そちらのほうに、そういうふうな形で対応させていただいて、今現状、要綱に合わせた使い方っていうことをお願いしておるところです。

今後、またサロンの代表者会議等々もありますので、またその辺のところも、そういう代表者会議の場なんかでも、皆さんのご意見も聞かせていただきながら、またその辺の補助金の活用についても、どういった形がいいのかっていうところも、一度検討していきたいと、そんなふうに思っております。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） そこんどこ課長よろしくお願ひします。やっぱり使い勝手っていうか、やっぱり臨機応変にいかないと、限られた予算の中で、大事な予算組んで、きちんと執行しました。でも、執行イコール経営者側っていう表現あれやね、段取りしてくれとる裏方の部分に対してかかった経費とかは、結構自前でいっとったりとか、細かいこと言い出すと、いっぱいたくさん細かいお金かかるわけです。それらを柔軟に対応することの、寄り添う姿勢を見せないと、頑張っただけで継続してくださいねっていうことにはならないと思うんです。柔軟な対応っていうのが福祉教育に求められるっていうことやと思うんです。

多様化される中で、あと一個だけ答弁欲しいのは、第2層協議体と、これのそのパワーバランス、第2層協議体も何となく進めとるけども、第2層協議体との位置付けというか、その辺はどういうふうにやっとなか、そこは答弁漏れとるような気がするん

で、そこだけいただけたら、もうこの議論は結構です。

○委員長（田中博晃君） いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（石井義光君） サロンとか、げんきらり〜教室とか、いわゆる介護予防の体操とかっていうのは、どっちかって言うと介護予防であつたり認知症予防というふうなところを主に、もちろんその地域のコミュニティっていうか、つながりっていうところであつたり、お互いの見守り合いみたいなところに取り組んでいただいております。

その第2層協議体っていうのは、それぞれの地域の中でいろんな課題がある、例えば、移動支援であつたりとかっていうふうなところとか、いろんなそういう課題があるんですけども、そういう中で第2層協議体については、全体を見ると言いますか、その地域の課題っていうふうなところの全体を見るというふうな中での取り組みというふうに考えておりますので、協議体の中の一つとして介護予防とかっていうふうなところというと、げんきらり〜とか、サロンとかっていうふうなところがあるというふうな認識では、いきいき健康課では捉えておるところです。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） ありがとうございます。そしたら、今の答弁で僕の感じた形でいうと、第2層協議体っていう市の指針っていう軸があつて、その予算・決算のお金の色は、それぞれ入ってくるとこ、使うとこ、表記するところは違うけども、第2層協議体っていうのが、市の一番の大綱というか軸になつて、その枠の中に介護予防とかいろんなサロンとか、いろんな健康体操とかがあるっていう認識で動いとるというのが、福祉部のスタンスやと受け取ってよろしいわけですね。違ったら答弁ください。もうそれやったら結構です。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。阪本委員。

○委員（阪本久代君） すみません。成果報告の195ページに、地域包括支援センターの中で、令和6年3月現在、介護保険認定で要支援認定者が1,396人、基本チェックリストに

よる事業対象者が379人、うちサービス利用者が894人っております。これは要支援の方とチェックリストの方合わせた中でサービスを受けてる人が894人ということやと思うんですけど。そしたら、このチェックリストの対象者379人のうち、サービスを受けられてるのが何人で、どういうサービスを受けられてるのか、教えてください。

○委員長（田中博晃君）いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（石井義光君）ちょっと調べますので、しばらくお待ちください。

○委員長（田中博晃君）ほかありませんか。暫時休憩します。

（午前11時18分休憩）

（午前11時20分再開）

○委員長（田中博晃君）再開いたします。

いきいき健康課長補佐。

○いきいき健康課長補佐（岸部利美君）先ほどご質問いただきました基本チェックリストの事業対象者が379人で、そのうち、どのような事業の内容を利用されてるかっていうことにつきましては、これは介護保険制度の中の訪問型サービス、通所型サービスという内容を利用されています。

訪問型サービスという言葉は、制度的にはそのような言葉になるんですが、実際には、ヘルパーさん。通所型サービスについては、通所介護（デイサービス）というような内容のものを利用されています。橋本市としては、事業対象者の中で、このようなサービスを利用している人の割合っていうのは、計算はできておりません。

○委員長（田中博晃君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）ありがとうございます。ただ、足して1,775人になって、そのうちサービス利用者が894人やから半分ぐらいの方しかサービスを受けてないっていうことにはなると思うんですけど、だからその要支援の方と、チェックリストの方と、単純に言えば両方半分ぐらいっていうふうに見てもよろしいでしょうか。

○委員長（田中博晃君）いきいき健康課長補佐。

○いきいき健康課長補佐（岸部利美君）割合的にはそのように考えていただいたら結構です。

ただ、要支援の認定の方が1,396人おられます。そちらの方は、訪問型サービスや通所型サービスのほかに、住宅改修であったり、訪問看護ステーションの訪問看護とか、ショートステイも利用することができますので、通所型サービスと訪問型サービスだけで、このような割合になっているわけではないということをお伝えさせていただきます。

○委員長（田中博晃君）ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第8号 令和5年度橋本市介護保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

9 認定第9号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君）次に、認定第9号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。450ページから462ページまで、質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） 455 ページの保険料の不納欠損なんですけど、令和4年度と比べたら倍以上に増えているんです。その辺の理由について伺います。

○委員長（田中博晃君） 保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君） ただ今のご質問にお答えいたします。

令和4年度に比べて増えてる部分といいますのが、差し押さえ財産なしというところで、死亡等による単純な時効というところがかかなり大きく増えております。そういった意味で、後期高齢に移る方、高齢者が多いという中で、年金生活の中で、なかなか差し押さえがない、財産がないとか、死亡によって不納欠損が増えているというところがございます。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） ありがとうございます。次も、もう一個聞いてもいいですか。

○委員長（田中博晃君） どうぞ。

○委員（阪本久代君） すみません。成果報告の197ページには、ジェネリック医薬品シェアの推移ということで、和歌山県の後期高齢者医療広域連合からの資料が載っています。前にも質問したことあるんですけど、後期高齢者のほうからの資料ということで、後期高齢者も特定健診は受けられるんですけども、その特定健診の受診率とか、そういう資料提供はないんでしょうか。

○委員長（田中博晃君） 保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君） そうですね。ここには、実際掲載されておりません。実施率につきましては、令和5年度は25.6%というふうになっております。ちなみに令和4年度につきましては21.72%ということで、実施率のほうは上がっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） すみません。認定に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人対象の医療制度です。でも、そもそも年を取れば取るほど、高齢になればなるほど何らかの疾患を持つということは多くの人に見られることやと思うんです。その中で、この早期発見、早期治療、外来で済めば一番医療費は上がらないと思うんですけれども、この医療費を抑えることにつながると思うんですけれど、先ほどの話では、特定健診の受診率は決して高いとは言えないということです。

けれども、今、政府その他、国がやろうとしてるのは、受診を控えさせる、どちらかと言えば、保険料はどんどん上げるし、また窓口負担を増やして、受診抑制をしようという方向に進んでいます。これでは余計に医療費を上げることにつながると思うんです。要するに、重症になったり入院したら、どうしても医療費が上がるのでね、そのことで、けれども、市が関わっているのは、保険料の徴収と脳ドックぐらいなんです。市が関わっているのは、徴収も特別徴収の、年金から天引きの人が多いので、本当に所得が少なくて、本当に払えないっていう人の訪問は前からやってるっていうふうに聞いているんで、そういうところには寄り添ってるとは思うんですけれども、この制度そのものが、あんまり高齢者にとってはやさしい制度ではない、そもそもこの制度そのものを廃止して元に戻すことが必要だと思いますし、あんまり高齢者にとっていいことはないので、反対いたします。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

板橋委員。

○委員（板橋真弓君） 私は、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算に賛成の立場で討論させていただきます。

国民の生命と健康を守るのが、この国の制度であり、少子高齢化が急激に進む中、とも

に支え合う制度の維持のためには、財源の確保という点からも負担増はやむを得ない状況と考えられます。また、本決算においての、歳入歳出は、適正に処理されていると判断されますので、以上をもって、賛成の討論とさせていただきます。

○委員長（田中博晃君） ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（田中博晃君） 起立多数であります。

よって、認定第9号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

10 認定第10号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について

○委員長（田中博晃君） 次に、認定第10号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。464ページから476ページまで、質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君） ちょっとだけ勉強させてください。473ページの008502 工業団地造成事業に要する経費。単純にいろいろ工事の工程やいろいろあるかと思うんですけど、ちょっと教えといて欲しいのが、当初予算より少ない、かなり少ないと思いますし、大きなお金を動かしてるところから、僕らもかなり勉強不足なところもある

んですけど、ちょっとレクチャーいただけたらと思います。

○委員長（田中博晃君） 企業誘致室長。

○企業誘致室長（阪本敏一君） 今、ご質問いただいたところでございますけれども。当初予算と比べると非常に少ない額になっているところ、事業を進めていく中で本体の造成工事っていうところの工期っていうのが令和5年度で終了しようというようなところもございました。そういったところが、工期の若干の遅れ等もありまして、令和6年度等に繰り越したっていうところもございまして、その関係で予算要求させていただいてあるような事業の中でも、本体造成工事も含めながら、ほかの事業につきましても繰り越してきたというようなところもございまして、当初予算の額と比べると少ない額となっておりますので、ご説明いたします。

以上です。

○委員長（田中博晃君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） ありがとうございます。大体、そのとおりだと、室長のおっしゃるとおりやと思います。ほんでまあ、工事の工程と工業団地いろいろあったので、遅れ遅れできとるし、6月2日の災害もあるし、これはもう自然の摂理と尽力していただいていることと、決算等は適正やと思うんですけども。

片やいろいろ仕事してくれとって尽力してくれとんのはわかるんですけども、この当初予算よりちょっと、微々たるお金なんですけど会計年度任用職員、01報酬の分がちょっと上がったりとか、仕事繰り越したからっていう仕事ないやんって、そんなことを言っとるわけじゃないんで、そんな失礼なことは思っていないんですけど。この辺が微妙に狂ってきとる部分の説明と、当初予算で言うところの開発許可変更申請図書等作成委託料っていうのが当初予算のときはあったと思うんですけども、これはどっか違うとこに、僕がよう探さんだけなのか、この辺の説明をお願いします。

○委員長（田中博晃君） 企業誘致室長。

○企業誘致室長（阪本敏一君） すみません。

一点目の会計年度任用職員の報酬が、額とか

につきましては、前年度と比べての賃金の上昇って言うんですかね、改定等ございまして、そういったところで上がっているというところが一点目でございます。

二点目のご質問でありました開発許可の関係の委託料につきましては、おっしゃるとおり当初予算では計上しておりました。事業はずっと進めておるところでございますけれども、年度内で完了しておりませんので、令和6年度に繰り越したというところもございまして、決算のところには掲載していないというところでございます。

以上です。

○委員長（田中博晃君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。やっぱり工事が、やっぱりこうね、一生懸命やっていただいとんですけど、いろんなことがずれたら、いろんなとこずれてくるっちゃうのはやっぱりよくわかります。日々尽力ありがとうございます。

最後です。ちょっと細かいこと、せっかくなんで聞かせていただきたいんですけども。同じところなんですけども、10 需用費の下の 08、09、この辺。修繕料は当初予算で言うと、まあまあこんなもんだらうと思うんですけど、施設等維持修繕料っちゃうのは、これは何なのか。当初予算より半分ぐらいしか使っていないのかな。これも繰り越しなのか、どういったものなのか教えてください。

○委員長（田中博晃君）企業誘致室長。

○企業誘致室長（阪本敏一君）施設等修繕のところにつきましては、あやの台北部用地の中の事業区域内での整備に関して、法面の整形を行なわしてもらうとか、河川の一部浚渫とかっていうところを行なっておるものでございます。おっしゃるように、500 万ほどの予算額を計上させていただきましたが、これもすみません。事業の進捗の関係で、本来その年度、令和5年度に修繕しようと思っていたようなところ

の項目が次年度に繰り越したっていうようなところとなっております。

以上です。

○委員長（田中博晃君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。そしたら、これもうお金は繰り越して、またするっていうことは、100%到達、工事が到達してないという認識になりますよね。だから単純に半分ぐらいしかお金使っていないから、あと半分ぐらい修繕の部分が残ってるんだよっていう、単純にお金で割れるものではないのはわかってんですけど、その辺の割合、だから、金額が半分やから予定の工事の分が半分しかできてない。いやいや、実は2割しかできてない。いやいや、80%できとんですって、この辺ちょっと教えていただきたいです。

○委員長（田中博晃君）企業誘致室長。

○企業誘致室長（阪本敏一君）実際、計画してた項目等というのは、結構事業の数としては、比較的多くさせていただいたんですけども、繰り越しとる額、金額で言えば、約半分ほど繰り越しとるような形になるんですけども、河川の浚渫っていうところが残っておりまして、その部分が比較的大きい額となっております。その分を繰り越したというところなんです。

以上です。

○委員長（田中博晃君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）そしたら予算額の 50% 部分が繰り越しイコールあと 50%、250 万程度で終わるという認識でいいんですか。追加はないという認識でいいんですか。

○委員長（田中博晃君）企業誘致室長。

○企業誘致室長（阪本敏一君）修繕等に関しての項目につきましては、浚渫等残っているところを行う。ただ、今後起こっていくことの中で、今年度の予算の中でも、事業区域内の中での作業というのが残っておりますので、そういったところのお金はまた別途、計上しております。

○委員長（田中博晃君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。賢いしないで、すみません。ちょっとね、やっぱりこの辺デリケートな部分になっちゃうんですね、

いろんな一般質問であつたりとか、水害であつたりとか、ほんで工事がちょっと掘ってみないとわからないっていうことで追加予算を何回も組んだっていう、デリケートゾーンになつとるから、やっぱりね、たかだか100万、200万って言わんと、工事で100万って言ったら低いかもわからない。何十億の工事しとるんであれなんですけど。やっぱり繰り越した分がパーセンテージ的にイコールになつとるかどうかつちゅうのは、やっぱり事前にだいぶ私はシビアになつてきとるっていうことなんです。だから、ある程度周辺整備やから、この分は令和5年度の方でやろうとしとった部分が、こんなけしかできへんだから50%分を繰り越して、令和6年度の方は新たにしようと思つとるところがあるんです。ちゅう言葉の説明はわかるんやけど。現場と確認してないし、技術屋じゃないし、この辺のやっぱりお金の流れっていうのが、やっぱり私は技術屋じゃないので、きっちり把握できない。工程表イコールどこまでのパーセンテージで、どこまでのお支払いして、工期がこうなつて、この辺で終わりました。災害がない、追加もないっていうのが、本来一番ベストな形なのは皆さん同じやと思うんですけど、この辺の繰り越しと追加っていうのがね、なかなか私は賢くないんで難しかったんで、勉強になったと思います。

今後も、そういったところでは、またちょくちょく聞くんで、行程割みたいなところは、やっぱり検査員が、行政マンが行って指導しとると思うんで、またそういった問題が出ないようにしようと思つたら、そこにメ

スを入れないとあかんていうことを申し上げたかっただけなんです。

答弁結構です。ありがとうございます。

○委員長（田中博晃君）ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第10号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度この程度にとどめ散会し、明、10月18日（金）午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時41分 散会）